

今尾ゼミ

～はじめに～

こんにちは。今尾ゼミ24期ゼミ長の下田です。

3年次になると、大学生活に欠かせない“ゼミ”が始まります。

様々なゼミがあり、どのゼミにしようか迷っている方もいるのではないのでしょうか。

この紹介を通して、本ゼミの活動や雰囲気等を感じて頂き、ゼミ選びの参考になればと思います。

今尾先生



今尾先生は豊かな知識と優しさをお持ちの先生です。学科を問わず誰に対しても温かく接して下さり、進路についても気にかけて下さいます。実際に私たちの代では法曹コースのメンバーのために口頭審問の練習問題を作成して、授業内で練習の機会を設けてくださるなど、メンバーへの手厚いサポートもして下さいました。

また、授業の内容もハードではありますがどの学科の生徒に対してもわかりやすく説明して下さるのでどの学科に所属していても自分の法的知識を深めるうえでよい先生であると思います。

24期ゼミ

24期ゼミは3年生12名（男子7名、女子5名、うち法曹コース4名）、学科別の構成としては、法律学科7名・消費情報環境法学科4名・政治学科1名で活動しています。今年度においては、6人ごとに分類し、法律討論会に2グループ出場しました。



普段のゼミでは民法判例百選掲載の判例の民法総則・物権・債権の判例を扱います。ただ判例の要旨を概観するのではなく様々な資料を見て具体的な事実関係を把握し、当事者の主張、抗弁の理解、判旨の論理構成を理解し、事実関係への当てはめを行います。また、対象の判例にとどまらず、類似の先例や学説の展開まで学習します。



普段のゼミの様子

ゼミの準備として、ゼミメンバーで班（今年は1班3名程度）を組み、サツゼミを行います。サツゼミではそれぞれが収集した資料や学習した内容を整理し、ゼミでの議論や先生からの問いかけに答えられるよう判例の内容の理解を深めます。特に報告班はレジュメ作り・他の班の主張を踏まえてゼミ当日の司会も行うため、下級審判例、学説まで事前に整理するなど、より多くの予習が求められます。

このように今尾ゼミではゼミ当日だけでなくその前から予習が必要であるため内容としてはハードであると思います。しかし、このようなことは判例を理解するうえでは必要なことであり、判例学習に必要なノウハウを身につけることができるゼミであると思います。また、ゼミメンバーと話し合い、集まる機会は必然的に多くなるため、ゼミメンバーと仲良くなれることは間違いありません。つまり、法学を深く理解しながらも、大学生らしいゼミ生活を味わいたいという方には強くおすすめできるゼミであると思います。

金銭債権を保全する債権者代位権と債務者の無資力

(最一小判昭和50・3・6民集29巻3号203頁)

【事実の概要】

Aは、土地をB・Cらに売却し代金の完済と同時に登記を移転することとして、B・Cから手付金を受領した。Aが現代金の履行期到来前に死亡しその子XらとYが相続人となったが、遺産分割につき争いが生じ、Yが移転登記を拒絶したので、B・Cらも現代金の支払いがなかった。そこで、Xらは、Yに対して、XらのB・Cに対する現代金債権を被戻金債権とし、B・CのYに対する所有権移転登記請求権を代位行使し、B・Cから、相続分に応じた現代金の支払いを受けるのと引き換えに本件土地につき各共有持分権2分の1とする所有権移転登記手続を行うことを求めるとともに、B・Cに対して、移転登記と引き換えに現代金を支払うことを求めた。

【土地所有権移転登記請求事件】

・当事者
Xら（原告・被控訴人・被上告人）…4名
Y（被告・控訴人・上告人）…岡崎信子
A（原告・売主）…丹羽トヨ
B・C（被告・買主）…菅原梅子・松尾七郎

・（請求趣旨）

① YはB・Cに対し、各共有持分2分の1とする所有権移転登記手続をせよ。
B・Cから各42万500円の支払いを受けるのと引き換え
② B・Cは、それぞれ各原告に対し、金42万500円を支払え。
共有持分2分の1とする所有権移転登記手続をなすのと引き換え

・（当事者の主張）

第1 請求原因

1.Xら及びYの実母であるAは、B・Cに対して本件土地を売却し金100万円を受領したが、現代金の履行期到来前に死亡しXら及びYが同一人を相続。
2.Xら及びYはB・Cに対して代金債権を取得すると共に、本件土地につき所有権移転登記手続をなす債務を承継。
3（1）昭和45年10月上旬B・CはXら及びYに対して、「～現代金を支払うから、本件土地所有権移転登記手続に必要な委任状、印鑑証明証、戸籍謄本を送付されたい。」旨を催告。
（2）Xらはこれに応じ、B・Cに書類を送付。
（3）Yはこれに応じない。
4.B・CはYが催告に応じないため、Xらに対し現代金の支払いをしない。
5.B・CはYに対して本件土地の所有権移転登記請求権を有するのこれを行っていないため、XらはB・Cに代位しYに請求する。

こちらは、ある班が作成したレジュメです。

資料収集から、各自が分担し、自分たちの班が発表の際に作成します。

～おわりに～

様々なゼミがあり、迷われている方もいると思われます。

実際にゼミに入ってみなければ、分からないこともあります。

ただ、今尾ゼミで私が7ヶ月過ごしてみても言えることとしては、勉強でない部分においても成長を感じることができるということです。

私自身、ゼミで活動するまでは、話し合いの場で発言することや人に物事を分かりやすく説明することが苦手でした。しかし、ゼミを通じてどんな発言もお互いに尊重し、受け止めてくれるゼミメンバー、厳しくもゼミメンバーの意見に真摯に向き合ってくださいる今尾先生に出会えたこと、授業内で上手く説明できなかった時の悔しさを経験したこと自分自身が変わっているのを感じています。

そしてこのような経験は、今後の人生においてかけがえのないものになると思っています。

“民法が苦手”や“人前で話すのが苦手”であっても心配ありません。

今尾ゼミは、法学部の中で1.2位を争うほど大変ではありますが、大変だからこそ民法だけでなく、人間性も成長でき、非常にやりがいを感じます。

「民法を勉強したい」、「大学生活で何かやり遂げた達成感を感じたい」、「人間性においても成長したい」という方は是非検討してみてください。